

平成 28 年 2 月
総務省自治行政局行政課

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令案の概要

1 背景

平成 27 年 1 月 30 日に閣議決定された「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」により、地方公共団体の調達における複数落札入札制度については、平成 27 年度中に導入することとされた。

※ 国の調達では、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）」第 11 条等の規定により複数落札入札制度が可能となっている。

2 趣旨

今回の改正は、上記の閣議決定を踏まえて、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）」の一部改正を行うことにより、所要の規定の整備を行うものである。

3 改正の概要

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「地方特例政令」という。）の一部を改正する政令案においては、以下の事項について定めることとする。

- ① 都道府県及び指定都市（以下「特定地方公共団体」という。）の長は、地方特例政令の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）につき、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争入札に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とするることができることとする
- ② ①の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算

して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする

- ③ ①による競争入札により落札者を定めた場合において、落札者のうち契約を結ばない者があるときにおける落札者の決定方法
- ④ ①による競争入札に付する場合の公告又は公示の内容
- ⑤ ①による競争入札が2種以上の物品等又は特定役務について行われる場合の入札方法
- ⑥ ①の競争入札により落札者を定める場合において同価の入札をした者が2人以上あるときにおける落札者の決の方法
- ⑦ ①の競争入札に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときの契約方法
- ⑧ ①の競争入札に付する場合において、その競争入札に加わった者が少数のときの当該競争入札の取り消しに関する事項
- ⑨ ①から⑧のほか、地方特例政令の一部改正令の施行に関し必要な事項等

4 スケジュール

公布予定日 平成28年3月下旬

施行予定日 平成28年5月中